## 新潟県後期高齢者医療広域連合 障がい者活躍推進計画

| 機関名        | 新潟県後期高齢者医療広域連合                  |
|------------|---------------------------------|
| 任命権者       | 広域連合長                           |
| 計画期間       | 令和2年4月1日~令和7年3月31日(5年間)         |
| 新潟県後期高齢者医  | 新潟県後期高齢者医療広域連合事務局は、市町村からの派遣職    |
| 療広域連合における  | 員により構成される組織で、人員体制も30人程度と小規模であっ  |
| 障がい者雇用に関す  | たことから、これまで障がい者に限定した募集・採用は行っていな  |
| る課題        | ٧٠°                             |
|            | また、障がい等のある職員が派遣により在籍することになった    |
|            | 実績はないが、これまでも職員の事情には個別に柔軟な対応をし   |
|            | てきていることから、障がい者に限定した組織的な体制整備は特   |
|            | 段行ってこなかった。                      |
| 目標         |                                 |
| ①採用に関する目標  | ○今後、障がい者に限定した募集・採用を独自に行う見込みはない  |
|            | が、当局に在籍している職員に対して、障がい者雇用に関する知   |
|            | 識 (障がい特性を含む) を付与する機会を設け、障がい者雇用に |
|            | 関する職員の理解促進を図る。                  |
|            |                                 |
|            | (評価方法)                          |
|            | 障がい者雇用推進者である総務課長が、年1回実施状況を点検し、  |
|            | 任命権者である連合長に報告する。                |
| ②定着に関する目標  | なし                              |
| 取組内容       |                                 |
| 1. 障がい者の活躍 | ○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。         |
| を推進する体制整備  |                                 |
| 2. 障がい者の活躍 | ○障がい者である職員が派遣された場合は、本人に職場での配慮   |
| の基本となる職務の  | 事項等を確認し、負担なく遂行できる職務の選定及び創出につ    |
| 選定・創出      | いて検討する。                         |
| 3. 障がい者の活躍 | ○現に障がい者である職員が在籍しておらず、今後相当期間、職員  |
| を推進するための環  | を採用しないことが見込まれるが、当局に在籍している職員に    |
| 境整備・人事管理   | 対しては、障がい者雇用に関する知識(障がい特性を含む)を付   |
|            | 与する機会を設け、障がい者雇用に関する職員の理解の促進を    |
|            | 図る。                             |
| 4. その他     | ○国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に   |
|            | 関する法律に基づく障がい者就労施設等への発注等を通じて、    |
|            | 障がい者の活躍の場の拡大を推進する。              |
|            |                                 |